

<一般委託>

雨水ます清掃業務委託（一般委託）仕様書

雨水ます清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市上下水道局が管理する雨水ますの機能を正常な状態に保つため、適正かつ計画的な清掃業務および発生する産業廃棄物の運搬業務を委託するものである。
2	履行期間	契約日から 令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市公共下水道供用開始区域
4	業務内容	(1) 雨水ます清掃業務 14,400か所 (2) 雨水取付管清掃業務 100か所 (3) 汚砂運搬業務 189t (4) 混合廃棄物運搬業務 1t (5) 交通誘導警備業務 96人 (注 この数量は予定であり、発注量を保証するものではありません。)
5	特記事項	「雨水ます清掃業務委託特記仕様書」 「産業廃棄物処理作業（汚泥）特記仕様書」 「産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書」のとおり
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥） (神奈川県知事、あるいは横須賀市長の許可) (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類） (神奈川県知事、あるいは横須賀市長の許可)
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託） 単位は雨水ます清掃業務委託特記仕様書のとおり。
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 各単価に数量を乗じた金額は、円未満切捨てとする。 消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 下水道管渠課 眞井 浩也 電話 046-822-8396

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページよこすかのグリーン購入参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
------------------	---

雨水ます清掃業務業務委託 内訳書

(税抜き)

作業名	予定数量	単位	上限単価（円）	契約単価（円）
雨水ます清掃業務	14,400	か所	1,349	
雨水取付管清掃業務	100	か所	2,399	
汚砂運搬業務	189	t	6,648	
混合廃棄物運搬業務	1	t	16,484	
交通誘導警備業務	96	人	28,389	

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※交通誘導警備業務は令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の
『交通誘導警備員B』を下限単価とすること。

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※契約単価は、契約者が記入する。

雨水ます清掃業務委託 特記仕様書

1 委託目的

本委託は横須賀市上下水道局が管理する雨水ますの機能を正常な状態に保つため、雨水ますの清掃業務及び産業廃棄物の運搬業務を行うものである。

2 契約項目

次に掲げる清掃作業について、それぞれ単価で契約する。

(1) 雨水ます清掃業務	1 か所当たり
(2) 雨水取付管清掃業務	1 か所当たり
(3) 汚砂運搬業務	1 t 当たり
(4) 混合廃棄物運搬業務	1 t 当たり
(5) 交通誘導警備業務	1 人当たり

3 履行条件

本委託の履行にあたっては、下記の条件を満たしていること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥）、ならびに神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を有していること。
- (2) 局の指示する緊急時に迅速な対応が出来ること。

4 作業内容

各作業の詳細は「雨水ます清掃業務委託 実施要領」による。

5 完了届

月末締めをもって速やかに実施報告書類とともに「完了届」を提出すること。
また、委託代金の請求は業務完了後に行うこと。

6 報告書類

清掃作業の実績について、月ごとに「報告書類」を作成し提出すること。

- (1) 集計表 排水区ごとに各契約数量を集計し、契約数量、累計数量、残数量を表示すること。
- (2) 平面図 清掃を行った雨水ますを次のとおり色分けした平面図を作成すること。

清掃箇所…緑 写真撮影箇所…黄色○ 追加箇所…赤

取付管清掃箇所…橙色○ 破損箇所…青

- (3) 写真 記録写真是業務名、施行場所、日付、受託者名が入った黒板とともに、同一箇所から清掃前・清掃中・取付管確認・路面清掃および清掃後を一組とし、撮影頻度は雨水ます清掃は50か所に1か所以上、取付管清掃は全か所撮影すること。
汚砂の運搬写真については、運搬日及び運搬車両毎に運搬前、運搬中、処分場所への搬入状況を撮影し、経路が分かる案内図とともに提出すること。
交通誘導員を配置した際は、交通整理状況を撮影すること。
写真是サービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬
汚砂及び混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。
- (5) 交通誘導警備員の配置
交通誘導警備員を配置した際は、警備日報（写し可）を提出すること。
- (6) その他 雨水ます台帳団面と現地が異なる場合は、局監督員に報告すること。

7 賠償責任及び補償

- (1) 受託者は、公共下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

8 機密保持

この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 協議

この仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施行するものとする。

10 その他

受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

雨水ます清掃業務委託 実施要領

- 1 清掃作業は横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本実施要領に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。
- 2 清掃業務の履行にあたり局が指示する「年間指示書」に基づき業務にあたること。また、取付け管の閉塞など緊急対応が必要な場合は、「緊急指示書」により指示するので速やかに対応を図ること。

3 業務内容

(1) 雨水ます及び雨水取付管清掃

- ① 本業務での清掃対象の雨水ますは、下水処理開始区域内で国道・県道・私道（市のマークなし）および市営・県営等の公営住宅敷地を除いた道路に設置されているもので、道路に対して横断方向に取付管が付き、管渠もしくは水路（幅45cm以上）に排水する構造の雨水ますとする。ただし、雨水ますと雨水ますを結ぶ連絡ますは除く。
- ② すくいあげた汚砂等は、積み残しがないよう注意し、路面は必ず水で洗い流し、付近に迷惑をかけないよう留意すること。
- ③ 雨水ますに防臭リングが設置されているものには、蓋受ブロック上端左端に赤色ペンキで三角印がマーキングされているので、破損させないよう十分注意すること。また、マーキングが薄くなっているものや消えているものは再表示すること。
- ④ 雨水ます清掃後に全箇所の取付管を鏡で確認し、取付管が閉塞している場合は、当該取付管の清掃を行うこと。
- ⑤ 雨水ます及び雨水取付管から排出された汚砂は、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等の産業廃棄物（混合廃棄物）と分別し、それぞれ指定の処分業者事業場まで運搬すること。
- ⑥ 雨水ます、取付管等が破損している場合は速やかに局監督員に報告すること。
清掃後の雨水ますには、ペンキで蓋受ブロック上部右端に直径1.5cmの円でマーキングを行うこと（テンプレート等使用）。令和5年度の色は、緑色とする。

(2) 汚砂運搬業務

雨水ます及び雨水取付管から排出された汚砂は、指定処分業者事業場に運搬すること。
なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(3) 混合廃棄物運搬業務

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等の産業廃棄物（混合廃棄物）は、指定の処分業者事業場に運搬すること。
なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(4) 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導警備員が必要な場合は、配置すること。

産業廃棄物処理作業（汚泥）特記仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 汚泥（雨水系の下水汚泥）

数量 : 189 t (予定数量)

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰るべき

場合を除き、乙が責任を負う。

- 2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。
ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。
(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項については、上下水道局契約規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号）によりその例によることとされている契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に基づく甲の指示によるものとする。

- 2 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処 分 先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所 在 地 : 横須賀市佐島1丁目2番1
処 分 の 方 法 : 中間処分
施設の処理能力 : 脱水施設 (240 m³/ 8 h)

2 再 生 先

事業場の名称 :
所 在 地 :
再 生 の 方 法 :
施設の処理能力 :

産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 の混合廃棄物

数量 : 1 t (予定数量)

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰するべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。
ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第8条 この契約に定めのない事項については、上下水道局契約規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号）によりその例によることとされている契約規則（平成19年横須賀市規則22号）に基づく甲の指示によるものとする。

2 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処 分 先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属 株式会社
所 在 地 : 横須賀市内川二丁目4番36号
処 分 の 方 法 : 中間処分
施設の処理能力 : 破碎施設 (100. 9584 t / 8 h)

2 再 生 先

事業場の名称 :
所 在 地 :
再 生 の 方 法 :
施設の処理能力 :

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確實に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に問わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

- 6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。
(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。)に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならぬ。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならぬ。
(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

雨水ます清掃業務委託

横須賀市公共下水道区域

